

開国博 Y150 未確定額への対応状況について

「開国博 Y150」の未確定額への対応について、3月11日に開催された財団法人横浜開港 150 周年協会理事会において、次のとおり決定されましたので、ご報告いたします。

1 財団法人横浜開港 150 周年協会第 20 回理事会資料

別紙 理事会資料のとおり

2 審議事項について

「第 1 号議案 債権の確保に係る法的手続きについて」審議がなされ、大口買取入場券契約を行った旅行代理店 3 社に対し、支払を求める民事訴訟を横浜地方裁判所（予定）に提起することが了承されました。

3 報告事項について

未確定額縮減に向けた受託事業者等に対する具体的な法的措置を決定するため、3月中に理事会を開催することが報告されました。

【参考】（平成 22 年 3 月 15 日第 21 回理事会開催通知発送）

日時 : 平成 22 年 3 月 23 日（火）午前 10 時 30 分～

議題 : 収支問題における対応について 他

平成 22 年 3 月 11 日（木）に、横浜地方裁判所から協会宛で、日本旅行が「入場券代金返還請求事件」（事件番号 平成 22 年（ワ）第 987 号）を提訴した（2 月 25 日）として、「第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状」が届きました。

- ・口頭弁論期日 : 平成 22 年 5 月 28 日（金）午前 10 時 00 分
- ・出頭場所 : 横浜地方裁判所第 501 号法廷

財団法人横浜開港150周年協会 第20回理事会 次第

日 時：平成22年3月11日(木)
午前10時から10時45分まで
場 所：(財)横浜開港150周年協会
事務所 2階会議室

1 開会

2 審議事項

第1号議案 債権の確保に係る法的手続きについて

3 閉会

第1号議案 債権の確保に係る法的手続きについて

大口買取入場券契約を行った旅行代理店3社については、第19回理事会後も支払いに応じないことから、民事訴訟を提起する。

なお、この手続きに伴う事務処理及び関係する諸手続きについては、会長に一任する。

【訴訟の概要】

1 訴訟対象社 3社

- (1) 近畿日本ツーリスト(株)
- (2) (株)日本旅行
- (3) 相鉄観光(株)

2 訴訟の内容

- (1) 近畿日本ツーリスト(株)
金109,249,787円及び遅延損害金
- (2) (株)日本旅行
金89,097,333円及び遅延損害金
- (3) 相鉄観光(株)
金38,754,600円及び遅延損害金

上記3社に対する支払いを求める。

3 提訴する裁判所

横浜地方裁判所(予定)